

## 京都大学吉田南総合図書館蔵書構築・受入れ・選書方針

(平成27年3月25日吉田南総合図書館協議会決定)

(改正 平成29年3月17日吉田南総合図書館協議会決定)

### (趣旨)

第1 この方針は、京都大学吉田南総合図書館（以下「吉田南総合図書館」という。）における蔵書構築、受入れ・選書方針について、必要な事項を定めるものとする。

### (基本方針)

第2 吉田南総合図書館は、大学院人間・環境学研究科、大学院総合生存学館、高等教育研究開発推進センター、国際高等教育院及び高等研究院（以下「関係部局」という。）の図書館であり、関係部局の教職員並びに学生の教育・研究支援のための資料を収集提供するとともに、全学の学部学生の教養・共通教育の目的を実現するために必要な学生用図書の収集と提供に努めるものとする。また、旧教養部の流れを汲む図書館として、第三高等学校からの蔵書を保存管理し提供するものとする。

### (資料の範囲)

第3 吉田南総合図書館は、附属図書館をはじめ、京都大学の各図書館・室と調整を図りつつ、図書、雑誌、視聴覚資料、電子的資料等メディアにかかわらず、下記分野及び目的の範囲の資料を広く収集する。

- (1) 関係部局の教育・研究に必要な資料
- (2) 京都大学における教養・共通教育のための学生用図書
- (3) 人文科学、社会科学、自然科学の幅広い学問分野の総合的教育に関わる資料

(受入資料の種類)

第4 吉田南総合図書館においては、次の各号に掲げる資料を受け入れるものとする。

- (1) 図書
- (2) 雑誌
- (3) 視聴覚資料
- (4) 電子的資料
- (5) その他、図書館において収集・整理・提供することが適当と判断される資料

(受入資料の選定)

第5 吉田南総合図書館においては、第3及び第4に基づいた資料の候補として、次の各号に掲げるものを吉田南総合図書館運営委員会（以下「運営委員会」という。）で審議のうえ、吉田南総合図書館長（以下「館長」という。）が決定する。選定方法については、図書館職員に一定の範囲で裁量を与え、運用を行い、最終的な責任は館長が担う。

- (1) 運営委員会の選書によるもの
- (2) 関係部局に所属する教員の推薦または選書によるもの
- (3) 関係部局の構成員によって執筆された図書等、あるいは同構成員が出版に関わったもの
- (4) 図書館職員の選書によるもの
- (5) 関係部局に所属する学生並びに全学共通科目履修の学生によって希望・推薦された資料で図書館員が適当であると認めたもの
- (6) 寄贈によるもの
- (7) その他、吉田南総合図書館において収集・提供するのが適当と判断する

もの

(寄贈資料の受入基準)

第6 寄贈資料の受入れは、第3及び第4に基づいた次の各号の資料を受け入れるものとする。なお、受入れに関しては、機関等の紀要等定期的寄贈及び著者寄贈、少量の寄贈を除き、事前に運営委員会に諮るものとする。

- (1) 吉田南総合図書館所蔵資料の叢書の欠本、雑誌の欠号補充に該当するもの
- (2) 吉田南総合図書館が収蔵している分野の関連資料の補充・充実に寄与すると認められるもの
- (3) 関係部局の教員が寄贈の仲介をする資料
- (4) その他、運営委員会が必要と認めたもの

2 前項の規定にかかわらず、次の各号の寄贈資料については、受入れないことを原則とする。

- (1) 別置を条件とするもの
- (2) 吉田南総合図書館所蔵資料と重複しているもの
- (3) 第3.の資料の範囲に合致しないもの
- (4) 寄贈タイトルリストの示されないもの
- (5) その他、収蔵に適切でないもの

(研究室等所蔵図書及び雑誌の受入れ)

第7 研究費で購入され、研究室等に配置されている図書のうち、研究室等から希望があり、かつ運営委員会において吉田南総合図書館に所蔵することが望ましいと判断したものについては、所蔵することができる。

2 研究費で購入され、研究室等に配置されている雑誌は、できる限り吉田南総合図書館において集中管理するものとする。

(不用決定)

第8 不用決定については、運営委員会で審議のうえ、国立大学法人京都大学  
図書館管理規則第5条第2項に定める職員（部局長）の決裁を受けるものと  
する。

附 則

この方針は、平成27年3月25日から実施し、平成26年4月1日から適  
用する。

附 則

この方針は、平成29年4月1日から実施する。